**南砺市ふるさと納税等を活用した補助金（個人向け）**

**募集要項**

**Ⅰ．事業の目的**

本補助金は、官民連携によるまちづくり推進し、ふるさと納税を活用した資金調達に取り組み、地域経済の活性化及び地域課題の解決を目的とします。

**Ⅱ．補助対象となる事業**

（１）対象事業

補助事業の対象は、 以下をすべて満たしている事業とします。

・市の活性化及び交流人口の増加を図るものであること。

・寄附金の目標額を２５０万円以上とする事業

・寄附金が目標金額に達しない場合でも当初の事業計画の変更又は縮小等により実施する事業

（※ガバメントクラウドファンディングの性質上、事業中止等による寄附者への寄附金の返還はできません。感染症や天候等の影響により中止に至ることがないような事業にしてください。）

（２）申請要件

 以下をすべて満たしていることが申請要件となります。

・富山県南砺市内で実施する事業であること

・特定の団体の宣伝など、営利活動を目的としないこと

・反社会勢力との繋がりや特定の思想や信条を広める目的でないこと

（３）補助対象者

 　補助金の交付の対象となる団体は、以下のいずれかに該当する団体とします。

 　・市内の地域づくり協議会

・市内に事務所及び活動場所を有する民間企業、NPO、市民活動団体等

**Ⅲ．補助金額**

・補助対象経費の 10/10 以内の額で他の補助金との合算が補助対象経費総額を超えない額としてください。

ガバメントクラウドファンディング（90日間）により集まった寄附金の額から当該寄附金に係るふるさと納税ポータルサイトの利用手数料，決済手数料，寄附者に提供する返礼品の費用及びその発送に要する経費相当額を差し引いた金額とします。

※返礼品ありの場合、補助金額は寄附金額の4割（100万円の寄附で40万円の補助金）

　返礼品なしの場合、補助金額は寄附金額の７割（100万円の寄附で70万円の補助金）

※営利活動に係る費用は補助対象経費に含みません。

・同一団体に対する補助金の交付は、年度内に１回限りとします。

・補助金の額は 1,000 円未満の端数を切り捨てとします。

**Ⅳ．補助対象経費**

補助金の交付の対象となる経費は、補助対象事業の実施に要する経費であって、次に掲げるもの以外のものとします。

（１）交際費

（２）慶弔費

（３）親睦会費

（４）福利厚生費

（５）租税公課

（６）減価償却費

（７）寄附金

（８）適正な時価でない額で取引又は計上される経費

（９）国、県その他の地方公共団体から受ける他の補助金の対象となる経費

（１０）その他補助対象経費とすることが適当でないと認められる経費

**事業採択後に発生した経費について対象とします。（寄附募集前や交付申請前の経費も対象となります。）**

**Ⅴ．補助対象事業の選定方法**

補助対象事業の選定については、申請内容を総合的に審査し、採択団体を決定します。

【主な審査基準】

　・申請内容が対象事業の条件に合致しているか

・南砺市総合計画の４本柱（将来を担う世代の育み、幸福度の向上、暮らしやすさの実感向上、シビックプライドの醸成）の実現に向けた事業であるか

・地域力の向上が期待できる事業であるか

　・実行可能な計画であるか（予算・スケジュール・体制・規模など）

・クラウドファンディングを実施するにあたって共感を得られる事業であるか　など

**Ⅵ．申請に当たっての留意事項**

次の（ア）から（エ）のいずれかに該当する事業は、対象となりません。

（ア）反社会勢力、政治、宗教又は選挙活動にかかわる事業

（イ）特定の団体の宣伝など、営利活動を目的とする事業

（ウ）公の秩序又は善良の風俗に反すると南砺市長が認める事業

**Ⅶ．申請方法等**

（１）申請書類

【事業申請】

 　　本補助金の補助金交付要綱に基づき、申請に当たり提出が必要となる書類は以下のとおりです。

 １．事業提案書（様式第１号）

 　　２．事業提案計画書

３．概算事業費調書

４．市税等納付状況確認同意書

５. 登記事項証明書及び定款の写し

【交付申請】

 本補助金の補助金交付要綱に基づき、選考委員会により採択が決定し、寄附募集が完了後寄付金額が確定した後に提出が必要となる書類は以下のとおりです。

 　　１．ふるさと納税等の寄附を活用した補助金交付申請書（様式第4号）

 　　２．事業計画書

３．収支予算書

（２）公募期間

 　　 令和７年6月５日 （木）から令和７年７月31 日（木）まで

（**寄附募集期間：令和7年７月から令和7年12月中の連続する90日間**）

（３）提出期限

 令和7年７月31日（木）17 時必着

（４）提出方法及び提出先

＜紙での提出先＞

南砺市役所 商工企業立地課

〒939-1692 南砺市荒木 1550 番地 南砺市役所別館2階

＜メール申請の宛先＞

 宛 先：南砺市役所 商工企業立地課

E-mail：shokoka@city.nanto.lg

 ※ペーパーレス推進のため、原則メールでの申請にご協力をお願いいたします。

電子メールによる提出の場合は、以下のメール件名記入例に倣って件名に団体名を記入してください。また、容量により複数回で送信される場合は、件名の最後に（何通目/全体数）の形式で記入してください。

※メール件名記入例

 【申請】南砺市ふるさと納税等を活用した補助金（団体名）（１/3）

**Ⅷ．事業の実施（事業実施に当たっての留意事項）**

・適正な予算執行に努めてください。（領収書等の保存・提出）

・活動の記録を残してください。（写真、会議資料等の保存・提出）

・事業実施状況について、ヒアリングをさせていただくことがあります。事業計画書に基づいて事業を実施してください。

・助成金の交付決定の内容に違反したとき、事業の実施方法が不適当であるとき及び偽りその他、不正な手段により助成金を受けたと認められるときには交付決定を取り消すことがあります。なお、事業が完了後においても交付決定を取り消し、助成金の返還を求めることがあります。

・事業実施に係る経理書類は、事業の完了年度以降、５年間保存して下さい。

**Ⅸ．実績報告書・領収書等の提出**

 補助事業が完了したとき、３月 31 日までに、下記書類を提出してください。

１．ふるさと納税等の寄附を活用した補助金業実績報告書業事業実績報告書（様式第7号）

 ２．申請者が事業を実施したことを証明する領収書の写し

 ３．申請者が事業を実施したことを示す写真等

 ４．その他市が求める資料

**Ⅹ．申請から事業完了までのフロー**

 　①相談・申請

事前に商工企業立地課に申請内容をご相談のうえ、期限までに申請書をご提出ください。

（原則メールにて）

②審査・結果通知

市が定める審査会が申請内容を総合的に審査します。審査後に審査結果をお知らせします。

　③寄附募集ページの作成

　　 ガバメントクラウドファンディング　サイトページの作成を依頼します。

　④寄附募集・結果通知

　　ガバメントクラウドファンディングを実施します（90日間）。

寄附募集期間終了後に寄附実績額等をお知らせします。

⑤補助金交付申請

　寄附結果通知以降、補助金の交付申請書をご提出ください。

内容確認後に、補助金交付決定通知を送付します。

⑥事業実施・活動報告

事業完了後、実績報告書を商工企業立地課に（原則メールにて）提出してください。

内容確認後に、補助金確定通知を送付します。

⑦補助金交付

確定通知をもって商工企業立地課へ補助金請求書をご提出ください。内容確認後に指定の口座に振り込みます。

**Ⅺ．補助金の概算払**

補助対象事業の円滑な遂行上必要があると認めるときは、補助金交付決定額の７割以内の額を概算払により交付することができます。概算払を希望される場合は事前に商工企業立地課にご相談いただいたうえで、事業計画書にその旨を記載してください。

**Ⅻ．その他**

【事業の中止又は廃止】

補助事業を中止し、又は廃止しようとするときは、あらかじめ変更(中止・廃止)承認申請書（様式第５号）に具体的な理由を付して商工企業立地課に提出し、その承認を受けてください。

【補助金の返還】

補助事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の全部又は一部の返還を命ずるものとします。

（１）補助金の交付決定の内容に違反したとき。

（２）事業の実施方法が、不適当と認められるとき。

（３）偽りその他不正の手段により補助金を受けたと認められるとき。

**○ 問い合わせ先（申請に係る相談を受け付けます。）**

 <問合せ先>

 　南砺市商工企業立地課

〒939-1692　南砺市荒木1550

E-mail : shokoka@city.nanto.lg.jp

TEL　：0763-23-2018

【電話受付時間】8:30～17:15

※不在の時間がございますので問合せ等はメールで行っていただくとスムーズです。

メール本文に電話番号を記載いただければメールもしくは電話にてご連絡差し上げます。